

(お知らせ)

令和5年9月26日
防 衛 省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和5年10月6日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることになります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考)対象防衛関係施設として新たに指定される施設

(1) 陸上自衛隊

- | | |
|----------|----------|
| ・ 北恵庭駐屯地 | ・ 春日井駐屯地 |
| ・ 南恵庭駐屯地 | ・ 久居駐屯地 |
| ・ 幌別駐屯地 | ・ 今津駐屯地 |
| ・ 函館駐屯地 | ・ 福知山駐屯地 |
| ・ 土浦駐屯地 | ・ 信太山駐屯地 |
| ・ 新町駐屯地 | ・ 米子駐屯地 |
| ・ 大宮駐屯地 | ・ 山口駐屯地 |
| ・ 三宿駐屯地 | ・ 小倉駐屯地 |
| ・ 東立川駐屯地 | ・ 対馬駐屯地 |
| ・ 久里浜駐屯地 | ・ 大村駐屯地 |
| ・ 新発田駐屯地 | ・ 別府駐屯地 |
| ・ 北富士駐屯地 | ・ 玖珠駐屯地 |
| ・ 富士駐屯地 | ・ えびの駐屯地 |
| ・ 滝ヶ原駐屯地 | ・ 都城駐屯地 |
| ・ 板妻駐屯地 | ・ 国分駐屯地 |

(2) 海上自衛隊

- | | |
|---------------|----------------|
| ・ 小月航空基地小月射撃場 | ・ 舞鶴教育隊 |
| ・ 干尽地区 | ・ 芦崎訓練場 |
| ・ 大波射撃場 | ・ 第一術科学学校長浜射撃場 |

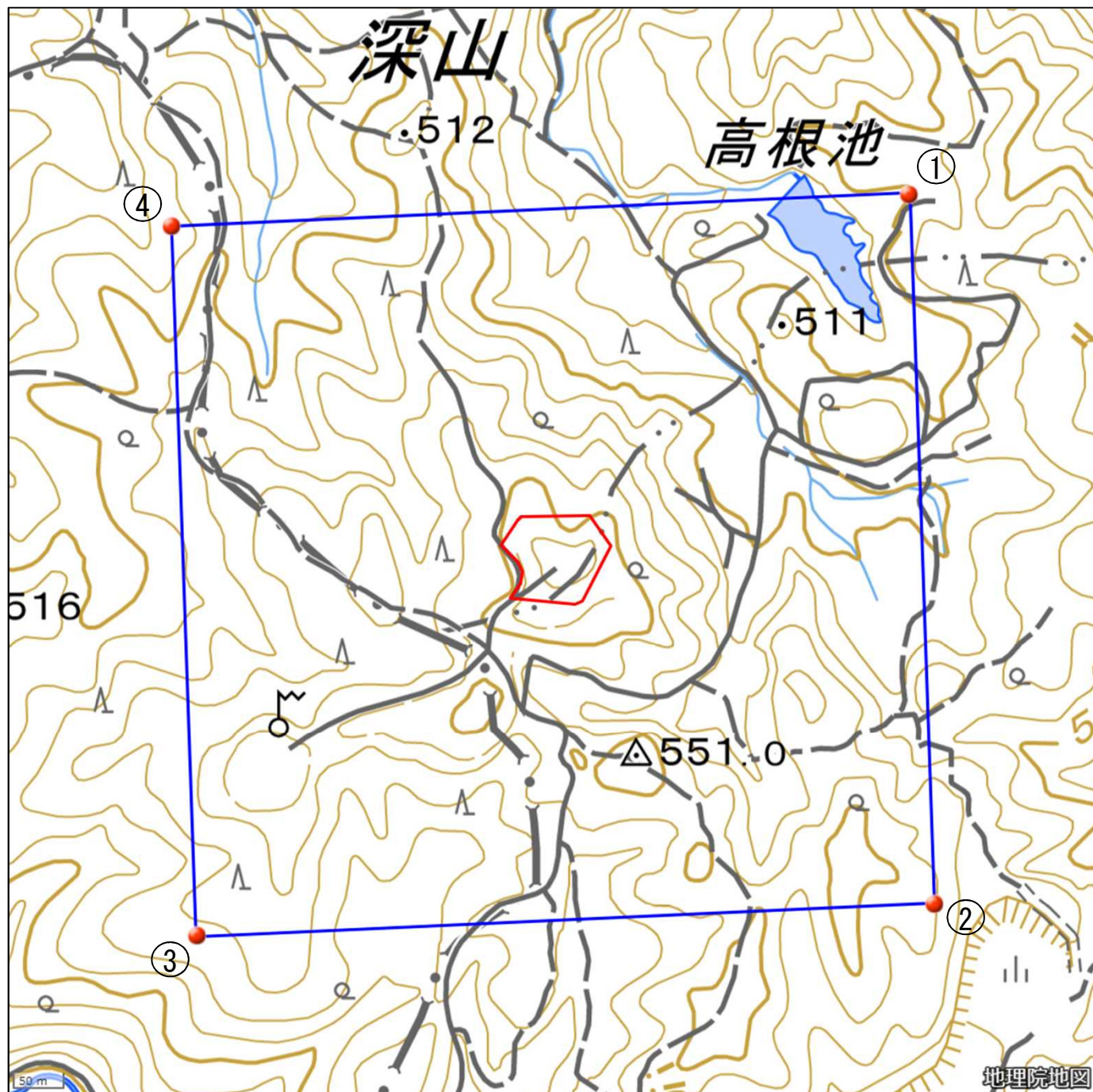
(3) 航空自衛隊

- 三沢基地四川目訓練場
- 小牧基地笠原訓練場
- 高蔵寺分屯基地飛地地区

航空自衛隊小牧基地笠原訓練場

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県多治見市	笠原町字深山一番九
対象防衛関係施設の区域	岐阜県多治見市	笠原町（次の図面に示す部分に限る。）
	岐阜県土岐市	鶴里町柿野（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯三十五度十六分二十七秒、東経百三十七度十分五十二秒の点 二 北緯三十五度十六分五秒、東経百三十七度十分五十三秒の点 三 北緯三十五度十六分四秒、東経百三十七度十分二十五秒の点 四 北緯三十五度十六分二十六秒、東経百三十七度十分二十四秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

航空自衛隊小牧基地笠原訓練場周辺地域 (岐阜県多治見市笠原町深山1番9)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



(施設名)
航空自衛隊小牧基地笠原訓練場

(所在地)
岐阜県多治見市笠原町字深山一
番九

(管理者)
小牧基地司令

(問い合わせ先)
0568-76-2191
(内線4031)

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その**周辺地域**（周囲約300m）
の上空における**ドローン**等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,
police officers, etc. may take necessary measures for security.
The person may be punished by the Government of Japan
by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



約300m

ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります**。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPを
ご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省